

令和 2 年 6 月 9 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K04009

研究課題名(和文) マネジメント・アプローチの有効性に関する国際比較研究

研究課題名(英文) International comparative study on the effectiveness of management approach

研究代表者

中野 貴之 (Nakano, Takayuki)

法政大学・キャリアデザイン学部・教授

研究者番号：70287952

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、第一に米国ではマネジメント・アプローチ(以下、MA)の有効性は認められているが、IFRS適用国(英国、ドイツ、フランス)および日本では米国ほどの有効性は認められないことを文献サーベイにより明らかにした。第二に、上記の国々において、事業多角化の程度および内部資本市場の重要性が最も大きいのは日本であることを国際比較研究により証拠づけた。第三に、日本では恣意的なセグメンテーションがMA導入後も改善されておらず、むしろ促進されていることを示唆する証拠を一部得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

セグメント情報とは事業別の業績を開示するものであり、日本企業の事業分野の再編等の議論と密接不可分にある。事業別の業績の実態開示に有効であるとして、マネジメント・アプローチという作成基準が世界標準になっている。本研究では同基準の有効性に関し国際比較研究を行った結果、日本はセグメント情報の重要性が高いにも拘らず同基準には一定の課題が含まれていることを明らかにした。同基準は米国基準、国際会計基準に従い移行したものであるが、今後は日本企業の実態に合わせた作成基準の開発も課題になるだろう。

研究成果の概要(英文)：In this study, I first delved into literature and found that the effectiveness of management approach (MA) has been already confirmed in the U.S., but not in Japan or countries where IFRS was adopted, such as the U.K., Germany, and France. Secondly, I verified, through international comparative study, that among the above-mentioned countries, Japan has the highest degree of business diversification and the greatest importance of the internal capital market. Thirdly, I obtained some evidence that indicates that the arbitrary segmentation in Japan has not been improved even after the adoption of MA and it has been rather promoted.

研究分野：財務会計

キーワード：マネジメント・アプローチ セグメント情報 国際会計基準 IFRS 国際比較

1. 研究開始当初の背景

セグメント情報の作成基準は、現在、マネジメント・アプローチ(以下、MA)が世界標準となっている。MAは1990年代後半に米国において先駆的に導入された後、利用者および研究者等がその有効性を認めたことを受け、2000年代後半に、IFRS(国際財務報告基準)および日本基準により導入された。その結果、セグメント情報の会計基準は国際的コンバージェンスが完了し、2011年以降、MAに基づくセグメント情報が世界中において公表されるようになった。

本研究開始当時、MAに基づくセグメント情報のデータが5年程度蓄積されており、文献サーベイおよび国際データベースを用いた検証を行いつつ状況にあった。他の国々の実態をも踏まえると、日本におけるセグメント情報の意義や課題を一層明らかにできる状況にもあった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、国際標準のMAが国・地域を超えて有効に機能しているかどうかを比較し、さらにとくに日本における有効性について検証することである。

MA導入前、米国ではセグメントの定義(区分)等が、事実上、経営者の判断に委ねられていたことから、セグメント数が実際よりも少な過ぎるなど、セグメント情報が企業の実態を反映していないとして利用者が厳しく批判した。FASB(米国財務会計基準審議会)は、こうした状況を改善すべく、1990年代後半にMAを導入した(SFAS第131号「企業のセグメントおよび関連情報の開示」)。MAとは、簡潔に表現すれば、社内で実際に使用している業績評価の単位(部門、事業部、子会社等)をベースにセグメントの区分を行い、かつ、そこで実際に使用されている指標(売上、利益等)をセグメント別に開示することをいう。

IASBおよびASBJ(企業会計基準委員会)は、米国における以上の学術的証拠および利用者の好意的な意見を主な根拠として、米国基準(MA)をほぼそのまま受け入れることにより、セグメント会計基準の国際的コンバージェンスを実現することを決めた(IFRS第8号「事業セグメント」、企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」)。グローバルな投資活動が活発化する中、投資者も同コンバージェンスを歓迎した。ただし、会計・監査等の規制環境、経済・文化的背景等は国・地域により異なるため、MAが、米国以外の環境において有効に機能するかどうかは不明である。

セグメント情報は投資意思決定上不可欠であるとともに、事業ポートフォリオの再編成および雇用調整等とも密接不可分な関係にある財務情報であるので、MAが国・地域を超えて有効に機能しているかは重要な研究課題として位置づけられる。とくに、日本においてはMAの有効性について検証した研究は少ないので、基準設定の観点からも学術証拠の提示が必要である。

3. 研究の方法

本研究課題に関し次の研究を行った。

(1) MAの有効性に関する国際比較研究

米国基準、IFRSおよび日本基準適用企業がMAを適用し一定期間が経過しているため、MA

の有効性に関する研究が蓄積されていた。米国については 1990 年代後半に MA を導入していることから、その意義や課題について多くの研究論文が出版済であった。IFRS 適用国についても、ドイツ、フランス等の EU 諸国の企業を対象とする研究を中心に出版されつつあった。このため、まず MA の有効性について検証した文献を網羅的にサーベイし、国・地域を超えて MA が有効に機能しているか否かを文献サーベイにより把握することとした。

(2) セグメント情報および内部資本市場の国際比較から見たセグメント開示の役割と課題

日本におけるセグメント情報の重要性は、国際比較により一層浮き彫りになると考えられる。このため、米国、IFRS 適用国（ドイツ、フランスおよび英国）ならびに、日本企業のセグメント情報を比較することにより、セグメント情報の実態および各国企業の内部資本市場の実態を把握するとともに、かかる知見をも踏まえて、日本企業によるセグメント開示の役割と課題について検討した。

(3) セグメント情報の作成に対する日本企業の経営者の裁量行動

MA を最初に導入したのは米国であるが、経営者による恣意的なセグメンテーションを抑止することを主な目的として導入されたものである。この検証には、多くの種類のデータが必要であるため、日本企業に限定して、経済産業省による企業活動基本調査の個票データをも併用して検証を行った。

(4) その他

その他、MA は会計基準の国際的コンバージェンスの観点から導入されたという点で、IFRS の適用と密接に関係している。かかる問題意識から日本における IFRS の適用についても研究を行った。

4. 研究成果

(1) MA の有効性に関する国際比較研究

米国、EU 諸国（IFRS 適用国）および日本企業への MA の導入の有効性に関する文献を網羅的に調査した結果、米国においてはとくに MA 導入初期の期間を対象とする研究群においてその有効性を支持するものが多数を占めているが、それ以外の国々においては米国ほどの効果は報告されていないことが明らかになった。

MA は会計基準の国際的コンバージェンスを試みた一例であるが、IFRS の適用による効果には、基準の規定のみならず、エンフォースメント環境や経営者のインセンティブが影響することがわかっている。米国の場合、投資家保護のため、SEC（米国証券取引委員会）は法定開示書類のレビューを行っているが、他の国々では米国と同レベルのレビューは行われておらず、セグメント情報をめぐるエンフォースメントには差異がある。加えて、高度に発達した資本市場や規制環境の下、財務報告に対する経営者のインセンティブも米国とそれ以外の国々では異なっていると予想される。MA 導入の結果、IFRS 適用国や日本において、米国で観察されているほどの効果が発現していない一因にはこれらが作用している可能性がある。なお、近年の研究では米国においても MA の下恣意的なセグメンテーションが行われていることも報告されており、FASB はセグメンテーションのあり方について再検討中である。

米国以外の環境下において事前に期待したほどの効果が観察されていないのは、国際的また

はローカルな基準設定に対して一定の課題を提起するものである。

(2) セグメント情報および内部資本市場の国際比較から見たセグメント開示の役割と課題

米国、ドイツ、フランス、英国および日本のセグメントデータを比較した結果、事業別のセグメント数は、日本、ドイツ、フランス、英国、米国の順に高い傾向が観察された。事業の多角化の程度は日本が最も高く、米国が最も低い。米国は資本市場の規律が強く「選択と集中」が最も進んでいるのに対して、日本は製造業が多く長期雇用を重視し関連事業分野を多く擁する戦略をとっていることが原因していると考えられる。また、ドイツおよびフランスは日本に近く、英国は米国に近い。日本、ドイツおよびフランスと、米国および英国とは、基礎となる経済・企業モデルが一致していないことが原因していると考えられる。

資本市場の観点からいえば、米国および英国は(外部の)資本市場が資源配分機能を果たす傾向が強いのにに対して、とくに日本は、企業が調達した資金は、内部資本市場の下、経営者の判断により事業群への資源配分が行われている傾向が強いことを示している。

ただし、日本企業の資金調達構造は大きく変化している。最初のセグメント会計基準が設定された当時、メインバンク等の銀行借入や銀行による株式所有が多くを占めていたが、現在は海外投資家を含む機関投資家による所有が多くを占めるようになってきている。

経営者によるセグメント開示行動を説明する二つの理論がある。第一はプロプライエタリー・コスト仮説(PC仮説)であって、経営者は企業価値ないしは投資家の利益の最大化のため、換言すれば競争上の機密情報の漏洩を抑止するためにセグメント開示の水準を低める動機をもつというものである。第二はエージェンシー・コスト仮説(AC仮説)であって、企業価値ないしは投資家の利益の犠牲の上に自身の利益を維持・追及するため、換言すれば不採算事業等を維持していることが可視化されないためにセグメント開示の水準を低める動機をもつというものである。

現在、機関投資家による資金調達が多くを占め、経営者に対する外部のモニタリングが強まる中、日本ではAC仮説によって説明される、経営者の行動をモニタリングする手段としてセグメント情報が重要性を増しているといえる。記述情報の開示の規制をめぐる議論においても、セグメント開示の役割が強調されている。

(3) セグメント情報の作成に対する日本企業の経営者の裁量行動

上記(2)の研究により、他の先進主要諸国に比べ、日本ではセグメント情報がより重要であることがわかった。この点は、MA導入の効果の検証は、他の国々にも増して重要であることを示す。そこで、MA導入の効果として、最も重要な論点である経営者による恣意的なセグメンテーションについて検証を行った。

最も大きな成果は、中野(2018)('セグメント財務報告における経営者の裁量行動 上場企業の内部データに基づく検証')により発表した。同研究では、経済産業省による企業活動基本調査の非公開の個票データにより日本の上場企業がどのような事業に従事しているかを把握する一方、セグメント報告においてそれらがどのように報告されているかを調べた。その結果、MA導入前、日本企業の経営者は、現在価値が大きく非競争的な事業、ないしは、利益率が低く現在価値が小さい事業の業績をセグメント別に報告しない傾向が強いという、PC仮説およびAC仮説に整合する証拠を得た。次にMA導入後の状況について調べてみたが、セグメント報告に伴うPCないしはACが大きい事業については依然としてセグメント別に報告されない傾向が強く、当該傾向が緩和されたことを示唆する証拠はほとんど得られなかった。むしろ、MA導入後、

当該傾向が促進されたことを示唆する証拠が一部見出された。また、中野(2020)('セグメント情報の作成における経営者の裁量行動 修正再表示データに基づく検証')は公表情報のみを用いた検証を試みたが、中野(2018)と概ね整合的であった。これらのことから、日本では MA 導入を契機として、経営者による恣意的なセグメンテーションが改善されたとはいえない。

以上の証拠は、日本におけるセグメント情報開示の規制に対して一定の課題を提起するものである。

(4) その他

日本は IFRS の任意適用を認める一方、自国基準の日本基準を維持している。前述のとおり MA は国際的コンバージェンスの観点から導入されたという点で、日本における MA の導入は IFRS の強制適用に相当する試みとして捉えることができる。日本において MA 導入が有効に機能していると必ずしもいえないのは IFRS の強制適用への問題提起となっており、各国の環境下において会計基準を機能させるにはローカルな対応をも必要であることを示唆している。

MA の導入およびセグメント会計基準は IFRS の適用問題の一つともいえるので、本研究プロジェクトでは、日本企業においてどのような企業群が任意適用に踏み切るとともに、その結果としていかなる効果が生じているか等についても研究を行った。その結果、第一に IFRS の任意適用の動機として、国内外の投資家の注目度が大きい、IFRS と日本基準の差異が財務諸表数値に及ぼす影響度が大きい、および、親子上場の下で親会社が IFRS を適用する場合に、同適用に踏み切る傾向が強い、第二に同適用の効果として、IFRS 適用企業は、適用前から適用後にかけて、投資家との対話阻害要因を軽減する、すなわち持ち合い関係(政策保有株式)の縮減に取り組む、という事前に予想した仮説に整合する証拠を得た。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 3件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 中野貴之	4. 巻 197 (6)
2. 論文標題 IFRSの適用と財務情報の比較可能性 投資家の要請と財務会計の基礎概念の交錯	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 會計	6. 最初と最後の頁 16-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野貴之	4. 巻 32 (2)
2. 論文標題 セグメント情報の作成における経営者の裁量行動 修正再表示データに基づく検証	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 会計監査ジャーナル	6. 最初と最後の頁 100-106
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Nakano, Takayuki	4. 巻 3 (2)
2. 論文標題 Managers' Discretionary Behavior in Segment Reporting: A Study Based on the Internal Data of Listed Companies in Japan	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Journal of Japanese Management	6. 最初と最後の頁 34-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 中野貴之	4. 巻 195 (6)
2. 論文標題 わが国におけるセグメント開示の役割と課題 「投資家と企業の建設的な対話」の観点から	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 會計	6. 最初と最後の頁 30-43
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金鐘勲、中野貴之、成岡浩一	4. 巻 20
2. 論文標題 IFRS適用企業の特性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 会計プロGRESS	6. 最初と最後の頁 78-94
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野貴之	4. 巻 19
2. 論文標題 セグメント財務報告における経営者の裁量行動 上場企業の内部データに基づく検証	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 会計プロGRESS	6. 最初と最後の頁 96-112
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野貴之	4. 巻 15
2. 論文標題 セグメント情報の実態	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法政大学キャリアデザイン学部紀要	6. 最初と最後の頁 183-204
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件 (うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 中野貴之
2. 発表標題 財管一致の意義と課題 セグメント情報の観点から
3. 学会等名 国際会計研究学会第9回東日本部会統一論題報告・討論 (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 金鐘勲、中野貴之、成岡浩一
2. 発表標題 IFRS任意適用企業の特性
3. 学会等名 国際会計研究学会第35回大会自由論題報告
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 中野貴之
2. 発表標題 IFRS導入後のわが国会計プロフェッションの役割と課題 IFRSの適用に関するエビデンスと政策決定へのインプリケーション
3. 学会等名 国際会計研究学会第34回研究大会統一論題報告・討論、青山学院大学青山キャンパス（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 中野貴之
2. 発表標題 セグメント情報をめぐる会計行動
3. 学会等名 日本会計研究学会第76回全国大会自由論題報告、広島大学東千田キャンパス
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考